資料	1-2

こ成環第461号
令和8年10月1日

都道府県知事
各　指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行について（通知）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第90号。以下「改正府令」という。）については、本日別添のとおり公布されたところであるが、改正府令の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一　改正の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第2項及び第45条第2項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児福施設設備運営基準」という。）に規定する児童厚生施設に配置する従業員の要件及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「放課後設備運営基準」という。）に規定する放課後児童健全育成事業所に配置する放課後児童支援員の要件を緩和する改正を行うもの。

第二　改正の内容

1　児福施設設備運営基準

児福施設設備運営基準第38条第1項の規定により、児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置かなければならないこととされており、児童厚生員は、同条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならないこととしている。

今般、同条第2項に次の2つの号を加え、児童厚生員の資格要件の拡充を図ることと

した。

① こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者(第 38 条第 2 項第 3 号の 2 関係)

② 次のいずれかに該当する者であって、1 年以上児童福祉事業に従事したもの (同条同項第 4 号の 2 関係)

・ 学校教育法の規定による大学を卒業した者 (同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

・ 同法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者

・ 同法の規定による大学院を卒業した者

・ 外国の大学を卒業した者

2 放課後設備運営基準

放課後設備運営基準第 10 条第 1 項の規定により、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないこととされており、放課後児童支援員は、同条第 3 項各号のいずれか(以下「基礎資格」という。)に該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了したものでなければならないこととしている。

今般、同条第 3 項に次の 2 つの号を加え、基礎資格の拡充を図ることとした。

① こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 (第 10 条第 3 項第 2 号の 2 関係)

② 次のいずれかに該当する者であって、1 年以上児童福祉事業に従事したもの (同条同項第 3 号の 2 関係)

・ 学校教育法の規定による大学を卒業した者 (同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

・ 同法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者

・ 同法の規定による大学院を卒業した者

・ 外国の大学を卒業した者

3 その他所要の改正を行うこととした。

第三 留意事項

1 改正後の児福施設設備運営基準第 38 条に関しては都道府県等において、放課後設備運営基準第 10 条第 3 項に関しては市町村において、条例改正が必要な場合があると考えられるが、必要に応じて速やかに改正を行うなど、その運用に支障が生じないよう、努められたい。

2 放課後設備運営基準の改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施にあたっ

ては、研修実施主体である都道府県・指定都市・中核市において受講対象として含めるよう検討されたい。

第四　施行期日

改正府令は、令和９年４月１日から施行する。ただし、附則第２条及び第３条の規定は公布の日から施行する。

以上

（別添）

○内閣府令第九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（職員） **第三十八条**　［略］ ２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［一～三　略］ 三の二　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 四　［略］ 四の二　次のいずれかに該当する者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したもの イ　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ロ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 ニ　外国の大学を卒業した者 ［五・六　略］	（職員） **第三十八条**　［同上］ ２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四　［同上］ ［号を加える。］ ［五・六　同上］
備考　表中の［一］の記載は注記である。	

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（職員） **第十条**　［略］ ２　［略］	（職員） **第十条**　［同上］ ２　［同上］

3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

［一・二　略］

二の二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八第一項に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

三　［略］

三の二　次のいずれかに該当する者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したもの

イ　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

ニ　外国の大学を卒業した者

［四～十　略］

［4・5　略］

3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

［号を加える。］

［四～十　同上］

［4・5　同上］

備考　表中の［一］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は公布の日から施行する。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第一項第二号の二中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改める。

第三十三条第三項中「除く」の下に「、第九十八条において同じ」を加える。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号の二中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改める。